

自転車用ヘルメットの着用が **努力義務化**

損害賠償保険への加入が **義務化** されます



愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されました。 問合せ先 市民安全課 (☎ 76 - 1137)



安全性を証明するSGマーク、CEマーク等のある製品がおすすめです。

着用推奨

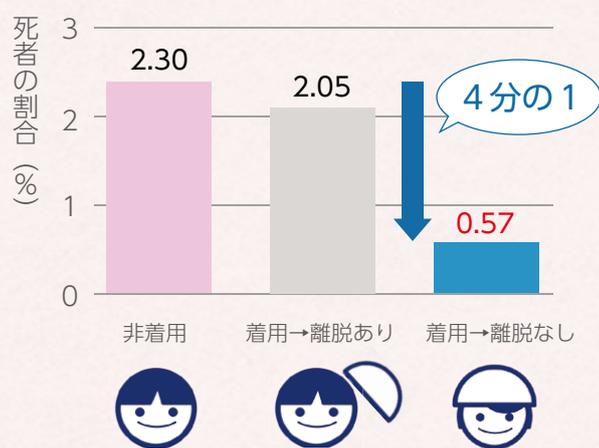
必ず加入

ヘルメットは **"命"** を守ります



小牧警察署 三ツ井巡查長

ヘルメット有無の死者の割合



H19～23年中に頭部を損傷した自転車乗用者数と同乗者数中の死者の割合 (出典：(公財)交通事故総合分析センター)

自転車交通事故の死亡事例の66%は頭部の損傷です。ヘルメットを着用すると、そのうちの**4人に3人は助かる**と言われています。ヘルメットは小さなお子さんから、高齢の方まで必ず着用しましょう。

市では**購入補助金**を実施しています！

対象 市内に住民登録のある方 (ヘルメット使用者が18歳未満の場合は、保護者が申請)

補助内容 市内の販売店で安全認証を受けた新品のヘルメットの購入費に対する補助
補助金の額：購入費用の1/2(上限額：2,000円)

▶申請方法等、詳細は市民安全課 (☎ 76 - 1137)、市ホームページまたは市公式YouTubeチャンネルをご覧ください。



市ホームページ



市公式YouTubeチャンネル

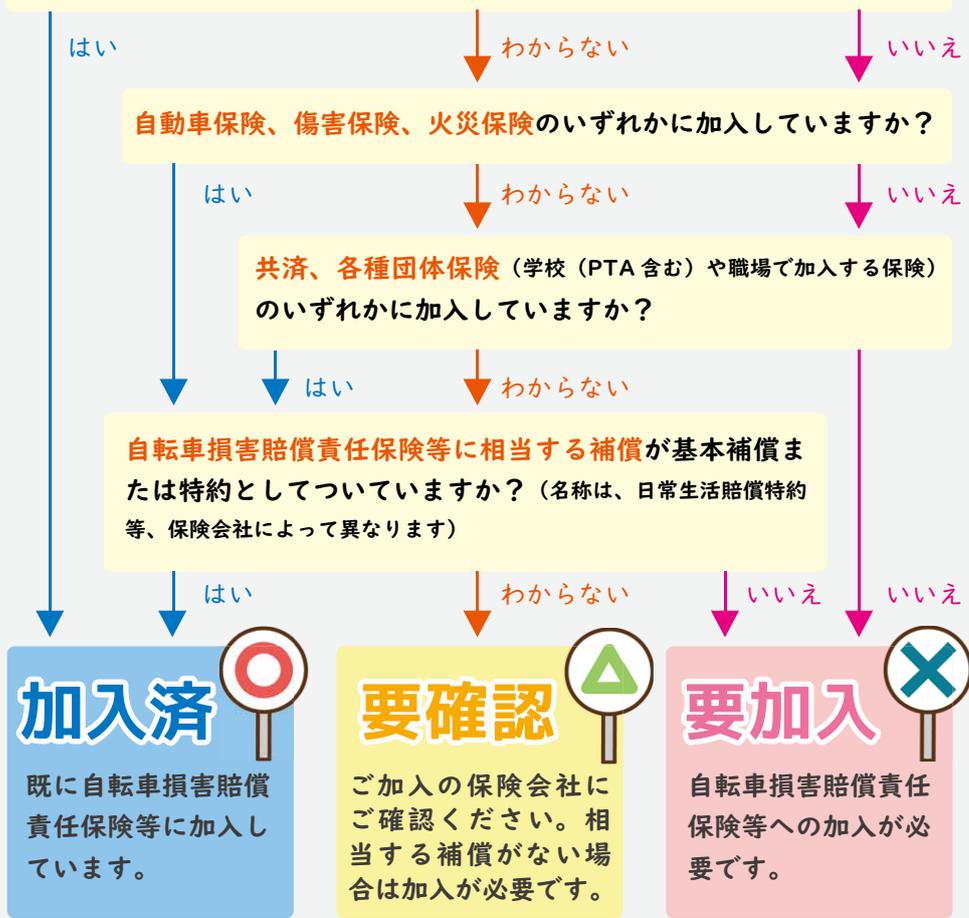
自転車損害賠償責任保険等の

加入状況を確認しましょう!!

自転車損害賠償責任保険等は、自動車保険や火災保険等の特約として付帯されている場合もあります。まずはご自身やご家族の加入状況を確認しましょう。(ご家族が加入されている保険等で補償対象となっている場合もあります)

自転車利用中の事故により他人に怪我をさせた場合などに備えて、相手の生命または身体の損害を補償できる保険等に加入していますか？

※点検整備した自転車に貼られる「TS マーク」も該当します。(期限あり)



自転車損害賠償責任保険は点検整備とセットになった **TS マーク** がとっても安心。保険の加入と同時に 1 年に 1 回以上の自転車の整備もお勧めです。



愛知県自転車モーター商組合
小牧支部長 熊澤さん

TS マークとは

TS マーク（自転車向け保険）とは自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには傷害保険と賠償責任保険、被害者見舞金（赤色 TS マークのみ）が付いています（付帯保険）。



TS マークについて
詳細はこちら▶



～ 自転車安全利用五則（愛知県版）を守りましょう ～

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道を通行できる場合は①「通行可」の標識または標示があるとき、②車道または交通の状況から歩道通行することがやむを得ないと認められるとき、③児童、幼児、70 歳以上の高齢者および身体に障がいのある人が運転するときに限られます。

2. 車道は左側を通行

3. 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

4. 安全ルールを守る

- ・二人乗り、並進走行の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ・飲酒運転の禁止

5. 自転車利用者はヘルメットを着用

